

第40回 議会報告会 ～市民との意見交換会～ 開催

日時 令和4年11月5日(土) 午後1時30分～3時30分

会場 スギ薬局知立福祉アリーナ 地下1階 会議室(オンライン同時開催)

《第1部》 9月定例会の報告

①企画文教委員会 ②市民福祉委員会 ③建設水道委員会

《第2部》 市民との意見交換(質疑応答、自由討議)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず変更や中止となる場合があります。開催の可否や開催方法については下記お問い合わせ先またはホームページにてご確認ください。また、お問い合わせ先は、議会事務局議事課庶務係TEL:95-0137となります。

市議会を見てみよう!

議会で

8月臨時会・9月定例会日程
開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
8/21	22	23	24	25	26 8月臨時会	27
28	29	30 議案説明会 (午前9時)	31 議会運営委員会	9/1	2	3
4	5	6	7 本会議 (開会・提案説明)	8	9 本会議 (質疑)	10
11	12 本会議(質疑) 予算・決算委員会	13	14 本会議 (一般質問)	15 本会議 (一般質問)	16 本会議 (一般質問)	17
18	19	20	21 企画文教委員会 予算・決算分科会	22 市民福祉委員会 予算・決算分科会	23	24
25	26 建設水道委員会 予算・決算分科会	27 予算・決算委員会 (予備日)	28	29 予算・決算委員会 議会運営委員会	30 本会議 (討論・採決・閉会)	

テレビで

9月定例会の一般質問が放送されます

9月20日(9月14日の質問)

9月21日(9月15日の質問)

9月22日(9月16日の質問)



【放映チャンネル】
デジタル112CH
(地上デジタル11CH
のサブチャンネル)

※放送日程はキャッチHPでご確認ください

ネットで

知立市議会

検索

議会豆辞典

懲罰

議会の自律権に基づき、議会の紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のことをいう。議会対議員という特殊な身分関係の秩序を維持するために科せられる制裁である点で刑罰と異なり公務員の懲戒とその性質を同じくする。したがって、議会が懲罰を科すことができるのは、現に議員である者に限られ、議員の身分を有しない者、議員の身分を失った者に対しては、懲罰を科すことはできない。任期満了、解散、辞職等によって、いったん議員の身分を失った後、選挙に当選し再び議員になったとしても、その前任期中の言動に対して懲罰を科すことはできない。また議員以外の長その他職員や傍聴人に懲罰を科すことができないのは当然である。自治法は、懲罰の要件、種類等についての規定をおくとともに、懲罰に関し必要な事項は、会議規則中に定めることとしている。(自治法134Ⅱ)

(参考文献 地方議会運営事典)

※知立市議会会議規則

第6章 懲罰 第153条～第158条に定められている

編集後記



知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」

言葉は何のためにあるのでしょうか？少し前の新聞掲載に「犬山市お役所言葉追放中」との記事がありました。全職員に言い換え例を手引き。例えば一つの文章に否定の言葉が二つある「市内に住所を有する人以外の人には利用できません」という文章は「市内に住む人だけが利用できます」というように、伝わる文書として改善に取り組んでいく内容でした。公文書作成など難しい点もあるのですが、市民に伝えたいという視点が必要と感じました。今回の市議会だより110号は、改選前の委員で編集した最後の号となりました。市民の皆様には私たち議員の思いが、文字としての言葉が伝わったでしょうか。「まだまだ、」とのお声も聞こえてきますが、改選後、新しい体制での議会から、よりレベルアップした市議会だよりをお届けできるよう全力をあげてまいります。